

# 令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収の手引き

## 特別徴収義務者の皆様へ

平素は市民税・県民税・森林環境税（以下、市民税等と記載します。）の特別徴収事務につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、給与所得に係る市民税等の特別徴収（給与からの天引き）につきましては、給与の支払いをする際に所得税を徴収して納付する義務がある者を市民税等の特別徴収義務者とする旨、関係法令にて定められているところであります。よって、貴事業所を「特別徴収義務者」に指定します。

つきましては、この「令和8年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収の手引き」をご覧ください、市民税等の特別徴収に関する手続きにつきまして、ご理解とご協力くださいますようお願いいたします。

なお、市民税等に関する各種届出書等の押印は、不要です。

大分市財務部市民税課 個人市民税特別徴収担当班

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

TEL 097-537-5731(直通) FAX 097-537-7870

## 目 次

1	市民税等の特別徴収について	1
2	特別徴収事務カレンダー	2～3
3	納入について	
	（1）納入書の取扱いについて	4
	（2）納入場所について	5
4	納期の特例について	6
5	特別徴収事務について	
	（1）退職・転勤等があった場合	7
	（2）住所誤報の場合	7
	（3）中途就職等があった場合	7
	（4）特別徴収義務者の所在地（送付先）・名称等に変更があった場合	8
	（5）退職所得について	8
6	個人番号（マイナンバー）について	9
7	令和8年度市民税・県民税の主な改正点	9～10
8	外国人従業員の市民税等の納税について	11
9	特別徴収税額通知の受取方法について	12
10	各種書類の記載例	13～19

**【各種様式】（必要時にはコピーしてご利用ください。また、大分市のホームページからもダウンロードできます。）**

- ・給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
- ・普通徴収から特別徴収への変更届出書
- ・特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
- ・特別徴収票

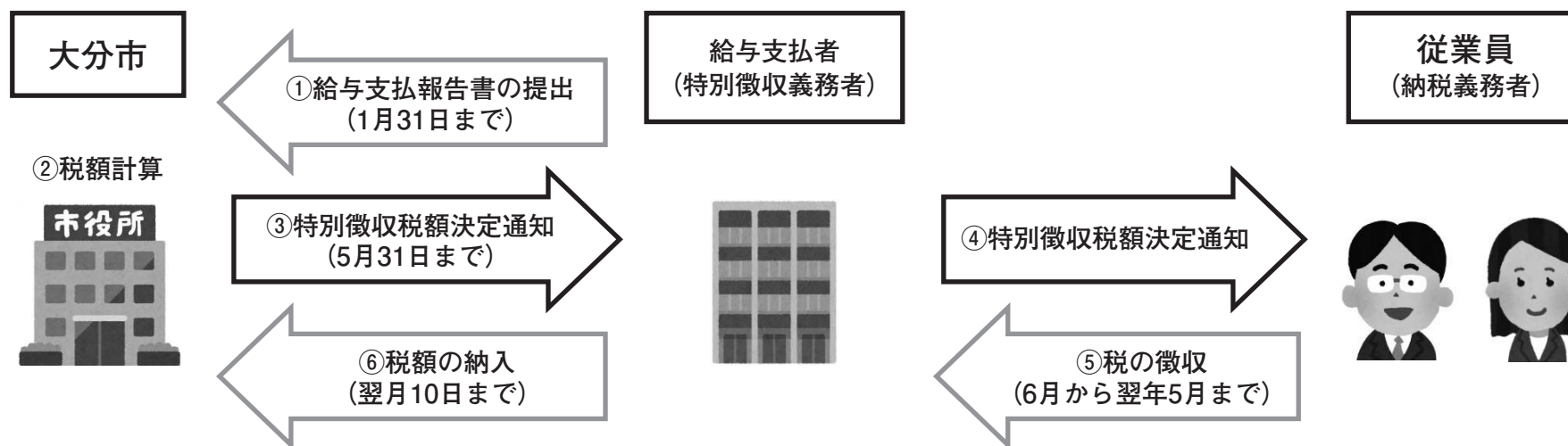
令和6年度より税額通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）の受取方法について、電子を希望された場合、電子データ（正本）による通知の提供をしております。受取方法については下記のとおりです。詳しい内容につきましては、12ページをご覧ください。

	特別徴収義務者用	納税義務者用
(1)	書面	書面
(2)	書面	電子
(3)	電子	書面
(4)	電子	電子

なお、書面での税額通知書（納税義務者用）については、圧着加工をしています。配付の際は、圧着部分を剥がさずにお渡しいただきますようお願いいたします。個人の所得内容等については、ご本人様以外にはお答えしていません。

# 1 市民税等の特別徴収について

市民税等の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同じように、給与支払者（特別徴収義務者）が毎月従業員に支払う給与から市民税等を徴収（給与天引き）し、従業員（納税義務者）に代わり納入していただく制度です。



徴収・納入事務は、年度の始まりが6月で、令和8年（2026年）6月から令和9年（2027年）5月までが、「令和8年度（2026年度）」です。各月の特別徴収税額は、該当年度分の特別徴収税額を12分割（6月から翌年5月まで）して算出していますが、年税額が5,500円の場合は、最初の徴収月の給与から全額を徴収することとなります。

「特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に納税義務者の各月の納付額を記載していますので、毎月の給与の支払いの際に徴収し、徴収した月の翌月10日（休日の場合はその翌営業日）までに納入してください。

なお、従業員が常時10人未満の事業所は、申請により年12回の納期限を年2回にすることができます。詳しくは、4 納期の特例について（6ページ）をご覧ください。

## 2 特別徴収事務カレンダー

1年間の特別徴収に係る事務について月ごとにまとめましたので、チェック☑をしながらご活用ください。

令和8年 (2026年) 5月	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 5月下旬に、令和8年度(2026年度)の特別徴収関係書類一式をお届けします。 受け取られましたら、特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)を、すみやかに従業員の方に配付してください。</li><li><input type="checkbox"/> 税額決定通知書に、普通徴収切替理由に該当する方(退職者等)が記載されている場合は、6月1日(月)までに普通徴収切替理由書を提出してください。</li><li><input type="checkbox"/> 税額が変更になった場合、5月25日頃に税額変更通知書(書面もしくは電子データ)をお送りいたします。 令和7年度分と令和8年度分の2種類をお送りすることがありますので、年度の確認をお願いいたします。</li></ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> <b>新年度がスタートします。6月支払の給与からは新年度の税額を差し引いてください。</b></li><li><input type="checkbox"/> 6月10日(水)は、令和7年度(2025年度)最後の5月分の納期限です〔令和7年度(2025年度)納期の特例事業所の第2回目の納期限でもあります〕。</li><li><input type="checkbox"/> 税額が変更になった場合、6月25日頃に税額変更通知書(書面もしくは電子データ)をお送りいたします。</li><li><input type="checkbox"/> 6月30日(火)は、普通徴収第1期の納期限です。納期限までに変更届出書を提出(必着)することで、第1期分から特別徴収へ変更できます。</li></ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 6月分の納期限は、7月10日(金)です。</li><li><input type="checkbox"/> 7月分以降の税額は6月分とは異なる場合がありますので、ご注意ください。</li><li><input type="checkbox"/> 税額が変更になった場合、7月10日頃又は7月25日頃に税額変更通知書(書面もしくは電子データ)をお送りいたします。</li></ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 7月分の納期限は、8月10日(月)です。</li><li><input type="checkbox"/> 税額が変更になった場合、8月25日頃に税額変更通知書(書面もしくは電子データ)をお送りいたします。</li><li><input type="checkbox"/> 8月31日(月)は、普通徴収第2期の納期限です。納期限までに変更届出書を提出(必着)することで、第2期分から特別徴収へ変更できます。</li></ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 8月分の納期限は、9月10日(木)です。</li><li><input type="checkbox"/> 税額が変更になった場合、9月25日頃に税額変更通知書(書面もしくは電子データ)をお送りいたします。</li></ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 9月分の納期限は、10月13日(火)です。</li><li><input type="checkbox"/> 税額が変更になった場合、10月25日頃に税額変更通知書(書面もしくは電子データ)をお送りいたします。</li><li><input type="checkbox"/> 11月2日(月)は、普通徴収第3期の納期限です。納期限までに変更届出書を提出(必着)することで、第3期分から特別徴収へ変更できます。</li></ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 10月分の納期限は、11月10日(火)です。</li><li><input type="checkbox"/> 税額が変更になった場合、11月25日頃に税額変更通知書(書面もしくは電子データ)をお送りいたします。</li><li><input type="checkbox"/> 11月下旬に、令和9年度分給与支払報告書(総括表)をお送りいたします。大分市報告分はこの総括表をお使いください。なお、前年度の給与支払報告書の提出方法がeLTAX(エルタックス)の事業所へは、紙の総括表は発送いたしません。</li></ul>

12月	<input type="checkbox"/> 11月分の納期限は、12月10日(木)です〔令和8年度(2026年度)納期の特例事業所の第1回目の納期限でもあります〕。 <input type="checkbox"/> 税額が変更になった場合、12月25日頃に税額変更通知書(書面もしくは電子データ)をお送りいたします。
令和9年 (2027年) 1月	<input type="checkbox"/> 12月分の納期限は、1月12日(火)です。 <input type="checkbox"/> 税額が変更になった場合、1月25日頃に税額変更通知書(書面もしくは電子データ)をお送りいたします。 <input type="checkbox"/> 1月1日以降に退職される方については残りの税額(5月分まで)をまとめて最後の給与より一括して徴収してください。 <input type="checkbox"/> 給与支払報告書(個人別明細書)を作成し、 <b>給与支払報告書(総括表)</b> と合わせて <b>1月31日までに</b> ご提出ください。 期限直前は混み合いますので、お早めにご提出ください。 <input type="checkbox"/> 市民税課では提出された給与支払報告書をもとに次年度の課税作業をいたします。その際、記載上の不備、不明点について問い合わせをすることがありますので、ご協力ください。 <input type="checkbox"/> 2月1日(月)は、普通徴収第4期の納期限です。納期限までに変更届出書を提出(必着)することで、第4期分から特別徴収へ変更できます。
2月	<input type="checkbox"/> 1月分の納期限は、2月10日(水)です。 <input type="checkbox"/> 税額が変更になった場合、2月25日頃に税額変更通知書(書面もしくは電子データ)をお送りいたします。 <input type="checkbox"/> 確定申告及び市民税・県民税申告の提出期限は3月15日(月)です。お早めに済まされるよう従業員の方におすすめてください。
3月	<input type="checkbox"/> 2月分の納期限は、3月10日(水)です。 <input type="checkbox"/> 税額が変更になった場合、3月25日頃に税額変更通知書(書面もしくは電子データ)をお送りいたします。 <input type="checkbox"/> 3月11日以降に到着した変更届出書は現年度分を特別徴収に変更できません。新年度分からの適用になります。
4月	<input type="checkbox"/> 3月分の納期限は、4月12日(月)です。 <input type="checkbox"/> 税額が変更になった場合、4月25日頃に税額変更通知書(書面もしくは電子データ)をお送りいたします。
5月	<input type="checkbox"/> 4月分の納期限は、5月10日(月)です。 <input type="checkbox"/> 税額が変更になった場合、5月25日頃に税額変更通知書(書面もしくは電子データ)をお送りいたします。 令和8年度分と令和9年度分の2種類をお送りすることがありますので、年度の確認をお願いいたします。 <input type="checkbox"/> 令和8年度(2026年度)最後の月です。異動届出書は全て提出されているか、納入金額に不足はないかご確認ください。 ※5月分の納期限は、6月10日(木)です〔令和8年度(2026年度)納期の特例事業所の第2回目の納期限でもあります〕。

○従業員が異動(退職、休職、死亡、転勤等)した場合は、異動が生じた翌月10日までに異動届出書をご提出ください。

また、中途就職等により普通徴収から特別徴収に変更したい場合は、変更届出書をご提出ください。

○税額変更通知書が届いた際は、対象者の徴収金額及び納入書の金額を訂正してください。納入書の訂正方法については、4ページをご参照ください。

なお、税額変更通知書は複数回届く場合もありますので、納入書の金額はその都度訂正していただきますようお願いいたします。

○特別徴収税額の過誤納金が発生した場合、電話で問い合わせをすることがありますのでご協力ください。

○徴収済の税額が変更になった場合は、還付金が発生する場合がありますのでご連絡ください。

○毎月10日までに到着した届出の内容で25日頃に税額変更通知書をお送りいたします。

11日以降に到着した場合は、翌月の25日頃に税額変更通知書をお送りいたします。

### 3 納入について

#### (1) 納入書の取扱いについて

納入書には「領収証書」、「納入書」、「納入済通知書」が綴られています。金額の訂正が必要な場合は、次の記載例を参考に、3種類とも同様に記入してください。  
 なお、書き損じ等により納入書に不足が生じた場合は、予備の納入書をご利用ください。

※納入金額に変更が生じた場合、「納入金額(1)」の欄に印字されている金額を横線で抹消して、「納入金額(2)」の欄に変更後の金額を記入してください。(訂正印と「¥」は不要です。)

#### ① 納入金額を変更する場合 (訂正方法)

大分市		個人市民税 個人県民税 (特別徴収) 森林環境税		領収証書					
市区町村コード 4:4:2:0:1:1	口座番号 01960-3-960101	加入者名 大分市役所		指定番号	納入金額(1)				
令和8年7月分	80000000	700,000円							
※納入金額を変更する場合 納入金額(1)の欄に印字されている金額を横線で抹消して、納入金額(2)の欄に変更後の金額を記入してください。(訂正印は不要です。)		給与分 徴収分を含む	1	2	0	0	0	0	0
		退職所得分	1	3	6	0	0	0	0
		延滞金							
		納入金額(2)							
納期限	令和8年8月10日	督促手数料							
		合計額	2	5	6	0	0	0	0
(特別徴収義務者) 〒 870-0046		住所 または 所在地	大分市荷揚町2番31号						
氏名 または 名称		大分株式会社							

- 納入する年月分の納入書を使用してください。予備の納入書を使用される場合は、年月を記入してご利用ください。
- 印字されている金額を横線で抹消してください。(訂正印は不要です。)
- 毎月の給与から徴収した金額を記入してください。(一括徴収分も含まれます。)
- 退職所得に係る市民税・県民税がある場合に記入してください。この欄に記入された場合は、納入済通知書の裏面の「市民税・県民税 納入申告書」に必要な事項を記入したうえで納入するとともに、「特別徴収票」を提出してください。
- 納入する合計額を記入してください。
- 氏名や名称等に変更があっても、指定番号に変更がなければそのままご利用いただけます。名称変更等があり、新しい名称の納入書を使用したい場合は、ご連絡ください。

#### ② 退職所得に係る市民税・県民税がある場合 (記入方法)

市民税・県民税 納入申告書	
大分市長殿	(受付印)
令和8年8月10日提出	
令和8年7月分	人員 1人
退職手当等支払金額	1 4 2 2 3 6 3 2円
特別徴収税額	市民税 8 1 6 0 0
	県民税 5 4 4 0 0
(特別徴収義務者) 〒 870-0046	
住所(所在地)	大分市荷揚町2番31号
氏名(名称)	大分株式会社
法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。	

- 退職所得に係る市民税・県民税を特別徴収した人員を記入してください。
- 人員欄に記入した方に対して支払った退職手当等の支払金額の合計額を記入してください。
- 退職手当等から特別徴収した市民税・県民税の金額を記入してください。
- 特別徴収義務者の住所(所在地)、氏名(名称)を記入してください。
- 特別徴収義務者が個人事業主の場合は、納入申告書には個人番号を記載せずに金融機関へ提出してください。

## (2) 納入場所について

(令和8年4月1日現在)

### ①全国の本店、支店、出張所及び代理店で納められるところ

大分銀行、豊和銀行、伊予銀行、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行、愛媛銀行  
大分信用金庫、大分みらい信用金庫  
九州労働金庫、大分県信用組合、大分県信用農業協同組合連合会  
大分県農業協同組合、大分県漁業協同組合

### ②九州内のゆうちょ銀行・郵便局（沖縄県を除く。）

※上記以外のゆうちょ銀行・郵便局ではじめて納入される場合は、右の「郵便局指定通知書」を納入される際にご提出ください。

※ゆうちょ銀行・郵便局については、納期限を過ぎると取扱いできない場合がありますので、ご注意ください。

### ③大分市役所 納税課（第2庁舎3階）

東部資産税事務所(鶴崎市民行政センター内)  
西部資産税事務所(植田市民行政センター内)  
大南、大在、坂ノ市、佐賀関、野津原、明野の各支所

本神崎、一尺屋、今市の各連絡所

※支所・連絡所では、金融機関等の営業時間帯には近くの金融機関等での納入をお願いしております。

※納入書を利用した【スマートフォンアプリでの納入】、【クレジットカードでの納入】及び【Pay-easy（ペイジー）での納入】には対応していません。

切り取り

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行

支店・店長 殿  
郵便局長

大分市長

## 郵便局指定通知書

貴局・貴支店(店)を地方税法第321条の5第4項の規定により、当市の市民税・県民税特別徴収税額の納入取扱局に指定しましたので通知します。

認可または承認番号

貯二業第696号

口座番号

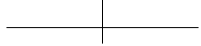
01960-3-960101

加入者の名称

大分市役所

取りまとめ局

福岡貯金事務センター  
(郵便番号812-8794)



## 4 納期の特例について

納期の特例とは、地方税法の規定により、給与の支払いを受ける者が常時10人未満である事業所等の特別徴収義務者が、毎月徴収した特別徴収税額を年2回にまとめて納入することができる制度です。

納期の特例を希望する場合は、「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」をご提出ください。

納期の特例の承認を受ける場合は次のことにご注意ください。

### (1) 税額の納入

納期限は以下のとおりです。

徴収月	納期限
令和8年6月から令和8年11月分まで	令和8年12月10日(木) (11月分の納入書を使用してください。)
令和8年12月から令和9年5月分まで	令和9年6月10日(木) (5月分の納入書を使用してください。)

(2) 従業員からの徴収は毎月必ず行ってください。

(3) 従業員が異動(退職、休職、死亡、転勤等)した場合は、異動が生じた翌月10日までに異動届出書をご提出ください。

退職等の異動があった場合は特別徴収税額が変更となりますので、異動届出書をすみやかに提出してください。

(4) 税額変更通知書が届いた際は、必ず内容をご確認ください。

前述の異動があった場合のほかにも、年度の途中で特別徴収税額の変更が生じる場合があります。

税額変更通知書が届いた際は、対象者の徴収金額及び納入書の金額を訂正してください。

また、会計事務所等に特別徴収事務を依頼されている場合は、届いた税額変更通知書を会計事務所等へ渡してください。

(5) 人数が10人以上となった場合は届出が必要です。

納期の特例は給与の支払いを受ける者が常時10人未満である場合にのみ承認を受けられる制度です。

給与の支払いを受ける者が常時10人未満でなくなった場合には「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」を提出してください。

※「常時10人未満」とは、常時10人未満で営まれているもので、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者がある場合にはその人数を除いた人数が10人未満であることをいいます。

(6) 翌年度以降も納期の特例が適用されます。

納期の特例の承認を受けた場合、翌年度以降も納期の特例が適用されます。納期の特例を希望しなくなった場合は「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」を提出してください。

※届出の様式が必要な場合は、大分市のホームページからダウンロードしていただくか、市民税課までお問い合わせください。

ダウンロード方法:「特別徴収 届出」で検索→個人市民税・県民税及び森林環境税特別徴収に係る各種届出についてお知らせします→納期の特例に関する承認申請書(Excel・PDF)  
納期の特例の要件を欠いた場合の届出書(Excel・PDF)

なお、eLTAX(エルタックス)でも手続きができます。詳細は、eLTAXホームページをご覧ください。

## 5 特別徴収事務について

### (1) 退職・転勤等があった場合

特別徴収で納入している従業員が異動（退職、休職、死亡、転勤等）した場合は、異動が生じた翌月10日までに「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（以下、「異動届出書」といいます。）を提出してください。

「異動届出書」を提出されない場合は、異動した従業員の税額が滞納として取り扱われ、督促状等が送付されることがあります。また、従業員本人への納税通知書の発送が遅れてしまいますので、異動が生じた場合はすみやかに提出してください。

異動の種別		未徴収税額の徴収方法	記載例
退職等 ※育児休業・休職 ・長期欠勤等を含む。	従業員から一括徴収の申出がない場合	普通徴収：従業員本人に納税通知書を発送し、本人から大分市に納付していただきます。 ※本人死亡の場合は相続人	13ページ
	最後の給与又は退職手当等の額が未徴収税額に満たない場合		
	従業員が死亡した場合		
	従業員から一括徴収の申出がある場合	一括徴収：給与又は退職手当等を支払う際に、一括で徴収し、給与支払者から大分市に納入していただきます。	14ページ
	異動日が1月1日から4月30日の場合		
転勤（給与支払者が代わる場合）		特別徴収継続：転勤先の給与支払者に、引き続き徴収していただきます。	15ページ

### (2) 住所誤報の場合

給与支払報告書の提出後に、1月1日現在の住所が大分市以外であったと判明した場合は「異動届出書」に住所誤報であることを記入して提出するとともに、正しい住所地へ給与支払報告書を提出してください。（記載例は16ページにありますので、ご参照ください。）

### (3) 中途就職等があった場合

中途就職等により普通徴収から特別徴収に変更したい場合は「普通徴収から特別徴収への変更届出書」（以下、「変更届出書」といいます。）を提出してください。（記載例は17ページにありますので、ご参照ください。）

「変更届出書」が10日までに本市へ到着した場合は同月の25日頃、11日以降に到着した場合は翌月の25日頃に税額変更通知書を送ります。通知内容を確認したうえで給与天引きができるように特別徴収開始月を設定してください。

なお、普通徴収の納期限が過ぎた税額や過年度分につきましては、特別徴収へ変更できません。また、公的年金を受給されている方につきましては、特別徴収に変更できない場合があります。

参考：令和8年度 普通徴収の納期限

第1期：令和8年6月30日(火)	第2期：令和8年8月31日(月)
第3期：令和8年11月2日(月)	第4期：令和9年2月1日(月)

#### (4) 特別徴収義務者の所在地（送付先）・名称等に変更があった場合

特別徴収義務者の所在地や名称が変更された場合や特別徴収税額決定通知書等の送付先を変更される場合には、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。代表者のみの変更の場合は、提出の必要はありません。（記載例は18ページにありますので、ご参照ください。）

#### (5) 退職所得について

退職所得に係る市民税・県民税については、退職手当等の支払者（事業主）が税額を計算し、特別徴収義務者として退職手当等を支払う際に支払金額からその税額を差し引いて、課税地（退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在の退職者の住所地の市区町村）へ納入することになっています。

##### ①納入方法

特別徴収の納入書の「退職所得分」に金額を記入のうえ納入してください。あわせて、裏面の「市民税・県民税 納入申告書」もご記入ください。

##### ②提出書類

退職手当等の支払を受ける全ての納税義務者に係る退職所得の「特別徴収票」を提出してください。

※20ページ以降に各種様式を掲載していますので、コピーしてご利用ください。

大分市のホームページからもダウンロードできます。

ダウンロード方法：「特別徴収 届出」で検索→個人市民税・県民税及び森林環境税特別徴収に係る各種届出についてお知らせします→各種様式（Excel・PDF）

また、eLTAX（エルタックス）を利用して、「異動届出書」や「変更届出書」等の提出ができます。  
eLTAX（エルタックス）が利用できる手続きと問い合わせ先については封筒の裏面をご覧ください。

## 6 個人番号（マイナンバー）について

地方税法施行規則の改正により、平成30年度分から書面により特別徴収税額決定通知書を送付する場合は、当分の間、「個人番号」及び「個人番号又は法人番号」の欄は記載しないこととなりました。

給与支払者（特別徴収義務者）は、個人番号の利用にあたって、適切な安全管理措置を講じる必要がありますのでご注意ください。

## 7 令和8年度市民税・県民税の主な改正点

### (1) 給与所得控除の見直し

給与収入金額が190万円以下の方の最低保障控除額が最大10万円引き上げられます。

給 与 収 入	給与所得控除	
	改 正 前	改 正 後
162万5千円以下	55万円	65万円
162万5千円超180万円以下	給与等の収入金額×40%－10万円	
180万円超190万円以下	給与等の収入金額×30%＋8万円	

※190万円超の改正はありません。

上記改正に伴い、非課税となる給与収入の上限が上がります。

非課税限度額（扶養人数が0人で収入が給与のみの場合）

	改 正 前	改 正 後
(合計所得金額) 給与収入	(41万5千円) 96万5千円	(41万5千円) 106万5千円

## (2) 特定親族特別控除の創設

生計を一にする年齢19歳以上23歳未満で、前年の合計所得金額が58万円超123万円以下の親族がいる場合、その金額に応じて控除を受けられる仕組みが新たに設けられます。

※配偶者、青色申告事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除きます。

特定親族の合計所得金額 (収入が給与のみの場合の収入金額)	控 除 額			
	改 正 前		改 正 後	
48万円以下 (113万円以下)	特定扶養控除	45万円	特定扶養控除	45万円
48万円超58万円以下 (113万円超123万円以下)	控除対象外		特定親族 特別控除	45万円
58万円超85万円以下 (123万円超150万円以下)				
85万円超90万円以下 (150万円超155万円以下)				
90万円超95万円以下 (155万円超160万円以下)				
95万円超100万円以下 (160万円超165万円以下)				
100万円超105万円以下 (165万円超170万円以下)				
105万円超110万円以下 (170万円超175万円以下)				
110万円超115万円以下 (175万円超180万円以下)				
115万円超120万円以下 (180万円超185万円以下)				
120万円超123万円以下 (185万円超188万円以下)			41万円	
			31万円	
			21万円	
			11万円	
			6万円	
			3万円	

## (3) 各種控除等に係る所得要件の引き上げ

各種控除等の適用を受ける場合における所得要件額が10万円引き上げられます。

	所 得 要 件 (収入が給与のみの場合の収入金額)	
	改 正 前	改 正 後
同一生計配偶者・扶養親族の合計所得金額	48万円以下 (103万円以下)	58万円以下 (123万円以下)
ひとり親における子の総所得金額等	48万円以下 (103万円以下)	58万円以下 (123万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額	48万円超133万円以下 (103万円超201万6千円未満)	58万円超133万円以下 (123万円超201万6千円未満)
勤労学生の合計所得金額	75万円以下 (130万円以下)	85万円以下 (150万円以下)
家内労働者の特例における事業所得等の必要経費に算入する金額の最低保証額	55万円	65万円
雑損控除の対象となる親族の総所得金額等	48万円以下 (103万円以下)	58万円以下 (123万円以下)

※詳しくは、大分市ホームページの「令和8年度の市民税・県民税の主な税制改正についてお知らせします」をご覧ください。

## 8 外国人従業員の市民税等の納税について

市民税等は、1月1日時点で大分市に住所があり、前年中に一定額以上の所得があった人であれば、国籍を問わず大分市に納付する必要があります。1月2日以降に出国した外国人従業員も納税義務があります。

### (1) 外国人従業員が退職して出国する場合

市民税等が未納にならないように、退職者の方に以下の方法にて納付していただきますようご案内をお願いいたします。

特別徴収義務者による納入	次に該当する場合は、退職時に残りの税額を一括徴収により納入してください。
	1月から5月までの間に退職する場合 6月から12月までの間に退職し、残りの税額の一括徴収について、本人から申出があった場合
納税管理人による納付	次に該当する場合は、出国する前に納税管理人（※1）を選任して、期限内に納付してください。
	残りの税額を一括徴収せず、特別徴収から普通徴収に切り替える場合 1月から5月までの間に出国し、6月以降に新たに市民税等が課税される場合

※1 納税管理人とは、本人に代わって納税に関する一切の手続きを行う方をいいます。

なお、納税管理人に選任された場合も納税義務を負ったり、滞納処分を受けることはありません。

### (2) 納税管理人の選任手続き

①納税管理人の選任	外国人従業員と相談し、会社の方や知人等を納税管理人に選任してください。
②納税管理人申告書の提出	出国が決まった日から10日以内に、大分市に提出してください。
③納税管理人の承認	大分市が納税管理人の承認をします。
④税額に相当する金額	外国人従業員は、税額に相当する金額（※2）を納税管理人に預けてください。
⑤納税通知書の送付	大分市から納税管理人あてに納税通知書を送付します。
⑥納税	納税管理人は納税通知書のとおり、期限内に納付してください。

※2 納税管理人は、外国人従業員から税額に相当する金額を預かっていただく必要があります。

出国時期が1月から5月までの場合には、新年度の税額が未定の場合がありますので、その際は課税資料をご用意のうえ、市民税課へお問い合わせいただければ税額を試算いたします。

※申告書が必要な場合は、大分市のホームページからダウンロードしていただくか、市民税課までお問い合わせください。

ダウンロード方法：「納税管理人」で検索→仕事で外国へ出国した場合、市民税・県民税・森林環境税はどうなりますか→納税管理人申告書(Excel)

## 9 特別徴収税額通知の受取方法について

### (1) eLTAX（エルタックス）による特別徴収税額通知について

給与支払報告書をeLTAX（エルタックス）で提出する際に、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用・納税義務者用）の受取方法をそれぞれ下記のいずれかから選択できます。「電子データ」を選択した場合は、お知らせ等の通知を受け取るために「通知先アドレス」が必要です。通知先アドレスがない場合、電子データでの通知ができないことがあります。

#### ■受取方法

電子データ	電子データをeLTAX（エルタックス）で受け取る
書面	紙を郵送で受け取る

<納税義務者用の電子データ受け取りについて>

- ① 従業員に電子的に配付（社内メールやメール等）できる特別徴収義務者のみ選択可能です。
- ② 必ず従業員の「受給者番号」を入力してください。（使用可能な文字に制限があります。）

※令和6年度より、電子記録媒体（光ディスク等）による副本通知については終了しています。給与支払報告書を光ディスク等で提出した場合は、紙（正本）を郵便でお送りいたします。

なお、令和8年度の当初税額通知のデータ送信につきまして、処理の集中等の事情により、日数がかかる可能性があります。ご理解とご協力をお願いいたします。

### (2) 受取方法の変更を希望する場合

eLTAX（エルタックス）で給与支払報告書を提出した際に指定した特別徴収税額通知の受取方法を変更する場合は、「給与支払報告書（訂正分）」の提出または大分市役所市民税課個人市民税特別徴収担当班（TEL 097-537-5731）までご連絡ください。

《記載例》未徴収税額を普通徴収にする場合

給与支払報告  
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

特別徴収義務者指定番号と宛名番号を記入してください。

(宛先) 大分市長 令和 8 年 9 月 4 日提出		所在地 〒870-0046 大分市荷揚町2番31号 フリガナ オオイタカブシキガイシャ 氏名又は名称 大分株式会社 個人番号又は法人番号 1111111111111111	特別徴収義務者指定番号 8000000000 宛名番号 1 所属 人事課給与係 フリガナ オオイタ ハナコ 氏名 大分 花子 電話 097-XXX-XXXX 内線( )			
給与所得者	フリガナ	オオイタ タロウ	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 180,000 円 (イ) 徴収済額 45,000 円 (ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 135,000 円	異動日 8 年 8 月 31 日	異動の事由 1. 退職 2. 退職 3. 退職 4. 退職 5. 退職 6. 退職 7. 退職 8. 退職	異動後の未徴収税額の徴収方法 3. 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	氏名	大分 太郎				
	生年月日	昭和 55 年 5 月 5 日				
	個人番号	2222222222222222				
	受給者番号					
	1月1日現在の住所	大分市〇〇町〇丁目〇番〇号				
異動後の住所	〇〇市〇〇町△丁目△番△号					
電話	090-XXXX-XXXX					

1. 特別徴収継続の場合

(ア) 特別徴収義務者指定番号 (イ) 所在地 (ウ) フリガナ (エ) 氏名又は名称	(ア) 税額決定通知書の「特別徴収税額」欄の数字を記入してください。 (イ) 何月から何月まで徴収したか、またその合計額を記入してください。 (ウ) (ア)の特別徴収税額から(イ)徴収済額を差し引いた額を記入してください。	納入書の要否 (新規の場合のみ記載) <input type="checkbox"/> 1. 必要 2. 不要
--	---	---

普通徴収に変更する場合 該当する理由の番号を記入してください。

1. 異動が令和 8 年12月31日までの、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため	徴収予定月日 月 日 徴収予定額 (上記 (ウ) と同額) 円	左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納入期限分) で納入します。
--	------------------------------------	--

3. 普通徴収の場合

理由 1. 異動が令和 8 年12月31日までの、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため	入力 確認 宛名番号
---	------------------

※給与所得者に異動があった場合は、翌月の10日までに提出してください。  
 ※1月1日以降に退職される場合は、一括徴収してください。

《記載例》一括徴収する場合

給与支払報告  
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

特別徴収義務者指定番号と宛名番号を記入してください。

(宛先) 大分市長 令和 8 年 9 月 4 日提出		所在地 〒870-0046 大分市荷揚町2番31号	特別徴収義務者指定番号 8 0 0 0 0 0 0 0	宛名番号 1
フリガナ オオイタ タロウ		フリガナ オオイタカブシキガイシャ	所属 人事課給与係	フリガナ オオイタ ハナコ
氏名又は名称 大分株式会社		個人番号又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	担連当絡者先 氏名 大分 花子	電話 097-XXX-XXXX 内線( )
フリガナ オオイタ タロウ	氏名 大分 太郎	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 180,000 円	(イ) 徴収済額 6 月から 8 月まで 45,000 円	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 9 月から 5 月まで 135,000 円
生年月日 昭和 55 年 5 月 5 日	個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	異動日 8 年 8 月 31 日	異動の事由 1 退職 2 職長 3 転任 4 死別 5 少額 6 支合住 7 併所 8 住居 9 定額 10 不 11 解 12 散 13 報 14 他 15 職 16 長 17 欠 18 期 19 散 20 報 21 他	
受給者番号	1月1日現在の住所 大分市〇〇町〇丁目〇番〇号	異動後の住所	異動後の未徴収税額の徴収方法 2 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
電話 090-XXXX-XXXX				

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者指定番号	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分 (翌月10日納入期限分) から徴収し、納入するよう連絡済みです。
受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載) <input type="checkbox"/> 1. 必要 2. 不要

12月31日以前に退職した場合は、本人の申出があれば、一括徴収してください。  
1月1日以降に退職した場合は、一括徴収のうえ納入してください。

2. 一括徴収の場合

理由 1 異動が令和 8 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 9 月 18 日	徴収予定額 (上記 (ウ) と同額) 135,000 円	左記の一括徴収した税額は、 9 月分 (翌月10日納入期限分) で納入します。
--	--------------------	---------------------------------	--

3. 普通徴収の場合

理由 1 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2 令和 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3 死亡による退職であるため	※市町村記入欄	入力	確認	宛名番号
---	---------	----	----	------

※給与所得者に異動があった場合は、翌月の10日までに提出してください。  
※1月1日以降に退職される場合は、一括徴収してください。

《記載例》特別徴収継続（転勤等）の場合

給与支払報告  
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

特別徴収義務者指定番号と宛名番号を記入してください。

(宛先) 大分市長 令和 8 年 9 月 4 日提出		所在地 〒870-0046 大分市荷揚町2番31号 フリガナ オオイタカブシキガイシャ 氏名又は名称 大分株式会社 個人番号又は法人番号 1111111111111111	特別徴収義務者指定番号 8000000000 宛名番号 1 所属 人事課給与係 フリガナ オオイタハナコ 氏名 大分 花子 電話 097-XXX-XXXX 内線( )			
給与所得者	フリガナ	オオイタ タロウ	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 216,000 円 (イ) 徴収済額 54,000 円 (ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 162,000 円	異動年月日 8 年 8 月 31 日	異動の事由 1. 退職 2. 退職 3. 退職 4. 退職 5. 退職 6. 退職 7. 退職 8. 退職 職勤欠亡期散報他 長 不定 解 誤 の 事由・理由	異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	氏名	大分 太郎				
	生年月日	昭和 55 年 5 月 5 日				
	個人番号	2222222222222222				
	受給者番号					
	1月1日現在の住所	大分市〇〇町〇丁目〇番〇号				
異動後の住所						
電話	090-XXXX-XXXX					

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先	特別徴収義務者指定番号	8000000001 (新規)	法人番号	3333333333333333	新しい勤務先へは、月割額 18,000 円を 9 月分 (翌月10日納入期限分) から徴収し、納入するよう連絡済みです。
	所在地	〒 〇〇県△△市〇〇町 X-X-X	担当者連絡先	所属 総務課経理係	
	フリガナ	△△カブシキガイシャ	フリガナ	オオイタ ジロウ	
	氏名又は名称	△△株式会社	氏名	大分 二郎	
			電話	〇〇〇-XXX-XXXX 内線( )	受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) <input type="checkbox"/> 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	月 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同)	左記の一括徴収した税額は、 新しい勤務先へ月割額の連絡ができない場合は、特別徴収継続ではなく普通徴収として提出してください。(13ページ参照)
----	--	--------	-----	-----------------	--

3. 普通徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄
----	---	---------

※給与所得者に異動があった場合は、翌月の10日までに提出してください。  
 ※1月1日以降に退職される場合は、一括徴収してください。

《記載例》住所誤報の場合

給与支払報告  
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

特別徴収義務者指定番号と宛名番号を記入してください。

(宛先) 大分市長 令和 8 年 9 月 4 日提出		所在地 〒870-0046 大分市荷揚町2番31号	特別徴収義務者指定番号 8 0 0 0 0 0 0 0	宛名番号 1
フリガナ オオイタ タロウ	フリガナ オオイタカブシキガイシャ	氏名又は名称 大分株式会社	所属 人事課給与係	フリガナ オオイタ ハナコ
氏名 大分 太郎	個人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	個人番号又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	氏名 大分 花子	電話 097-XXX-XXXX 内線( )
フリガナ オオイタ タロウ	フリガナ オオイタ ハナコ	フリガナ オオイタ タロウ	フリガナ オオイタ ハナコ	フリガナ オオイタ ハナコ
氏名 大分 太郎	氏名 大分 太郎	氏名 大分 太郎	氏名 大分 太郎	氏名 大分 太郎
生年月日 昭和 55 年 5 月 5 日	生年月日 昭和 55 年 5 月 5 日	生年月日 昭和 55 年 5 月 5 日	生年月日 昭和 55 年 5 月 5 日	生年月日 昭和 55 年 5 月 5 日
個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
受給者番号	受給者番号	受給者番号	受給者番号	受給者番号
1月1日現在の住所 〇〇市〇〇町△丁目△番△号	1月1日現在の住所 〇〇市〇〇町△丁目△番△号	1月1日現在の住所 〇〇市〇〇町△丁目△番△号	1月1日現在の住所 〇〇市〇〇町△丁目△番△号	1月1日現在の住所 〇〇市〇〇町△丁目△番△号
異動後の住所 大分市〇〇町〇丁目〇番〇号	異動後の住所 大分市〇〇町〇丁目〇番〇号	異動後の住所 大分市〇〇町〇丁目〇番〇号	異動後の住所 大分市〇〇町〇丁目〇番〇号	異動後の住所 大分市〇〇町〇丁目〇番〇号
電話 090-XXXX-XXXX	電話 090-XXXX-XXXX	電話 090-XXXX-XXXX	電話 090-XXXX-XXXX	電話 090-XXXX-XXXX
特別徴収税額 (年税額) 180,000 円	特別徴収税額 (年税額) 180,000 円	特別徴収税額 (年税額) 180,000 円	特別徴収税額 (年税額) 180,000 円	特別徴収税額 (年税額) 180,000 円
(ア) 特別徴収税額 (年税額) 180,000 円	(イ) 徴収済額 6 月から 8 月まで 45,000 円	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 135,000 円	異動日 7 年 7 月 7 日	異動の事由 1. 退職 2. 転任 3. 死亡 4. 専業主婦 5. 学生 6. 障害 7. 長期欠勤 8. その他 理由
異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)

正誤

上段に「1月1日現在の正しい住所」  
下段に「誤って報告した住所」  
を記入してください。

給与所得者の給与から徴収し、大分市に納入済の税額を必ず記入してください。  
なお、徴収済額は後日給与支払者(特別徴収義務者)へ還付します。

新しい勤務先へは、月割額 \_\_\_\_\_ 円を \_\_\_\_\_ 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号 \_\_\_\_\_

納入書の要否(新規の場合のみ記載)  1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由  1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため  
 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

徴収予定額(上記(ウ)と同額) \_\_\_\_\_ 円

左記の一括徴収した税額は、 \_\_\_\_\_ 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。

3. 普通徴収の場合

理由  1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため  
 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため  
 3. 死亡による退職であるため

大分市に異動届出書を提出するとともに、正しい住所地に給与支払報告書を提出してください。

※給与所得者に異動があった場合は、翌月の10日までに提出してください。  
※1月1日以降に退職される場合は、一括徴収してください。

《記載例》

普通徴収から特別徴収への変更届出書

大分市の特別徴収義務者指定番号を記入してください。

(宛先) 大分市長 令和 8 年 7 月 17 日提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	フリガナ	オオイタカブシキガイシャ										特別徴収義務者 指定番号	8 0 0 0 0 0 0 0 0				新規						
		氏名 又は 名称	大分株式会社										担当者 連絡先	所属	人事課給与係									
		所在地 (住所)	大分市荷揚町2番31号										フリガナ	オオイタ ハナコ										
		個人番号 又は法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	氏名	大分 花子			
																			電話	097-XXX-XXXX				内線( )

給与 所得者	フリガナ	オオイタ イチロウ										納税通知書番号 (確認できない場合は記入不要です)	001122334455			
	氏名	大分 一郎										普通徴収切替期別	期別を○で囲んでください。 【1・②・3・4】期 以降を切替希望			
	個人番号	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	
	生年月日	大・昭・② 2 年 2 月 2 日										特別徴収開始月	9 月分(翌月10日納期限)から開始			
	住所	大分市××町○丁目○番○号														
受給者 番号	会社で設定したい場合のみ記載															

※普通徴収の納期限が過ぎた税額(届出書が納期限を過ぎて本市へ到着した場合を含む。)や過年度分につきましては、特別徴収へ変更できません。

※二重納付防止のため、納期限未到来分は納付しないようにお伝えください。

※公的年金を受給されている方につきましては、特別徴収に変更できない場合があります。

※「普通徴収から特別徴収への変更届出書」が10日までに本市へ到着した場合は同月の25日頃、11日以降に到着した場合は翌月の25日頃に税額変更通知書をお送りします。通知内容を確認したうえで給与天引きができるように特別徴収開始月を設定してください。

※3月11日以降に到着した「普通徴収から特別徴収への変更届出書」は新年度分からの適用になります。

市 処 理 欄	月 _____ 円	合計額	_____ 円
	月から _____ 円	_____ 円	_____ 円
	宛名番号		
	入力	確認	
( _____ ) 口座 あり・なし 他所得 あり・なし			

《記載例》

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

大分市の特別徴収義務者指定番号を記入してください。

(宛先) 大分市長 令和 8 年 10 月 1 日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 870-XXXX 大分市△△町○丁目○番○号 大分ビルXX号										特別徴収義務者 指定番号	8 0 0 0 0 0 0 0						
		フリガナ	オオイトカブシキガイシャ											担連 当絡 者先	所属	人事課給与係				
		氏名 又は名称	大分株式会社										フリガナ		オオイト ハナコ					
		代表者	大分 三郎										氏名		大分 花子					
		個人番号 又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1										電話		097-000-XXXX 内線( )					
変更事由 (番号を○で囲んでください)	① 本店移転登記 2. 送付先変更 3. 社名変更 4. 法人成り 前指定番号は ( ) 5. 合併・営業譲渡 ( ) と合併し、指定番号は ( ) を使用する 6. その他 存続会社の名称( ) 指定番号( )、消滅会社の名称( ) 指定番号( ) ( )																			
※ 4. 法人成り、5. 合併・営業譲渡により指定番号が変更になる場合は、異動届出書の提出が必要です。 ※ 名称や住所の変更で、指定番号の変更がない場合は、変更前の納入書で納めることができます。 ◎ フリガナは誤読をさけるため必ずつけてください。																				
事項	変更前										変更後									
フリガナ	オオイトシニアゲマチ										オオイトシ△△マチ									
所在地 (住所)	〒 870-0046 大分市荷揚町2番31号										〒 870-XXXX 大分市△△町○丁目○番○号									
フリガナ											オオイトビル									
方書 (ビル名、棟・室番号)											大分ビルXX号									
送付先 (所在地と異なる場合)	〒										〒									
フリガナ																				
氏名又は名称																				
電話番号	097-XXX-XXXX										097-000-XXXX									
変更年月日	令和 8 年 9 月 30 日										登記上の本店所在地									
備考																				

※この届出書を提出されましても、法人の異動届を提出したことはありませんのでご注意ください。

市 処 理 欄	入力	確認
	法人サイト更新 他課使用	(あり・なし・個人) (あり・なし)

《記載例》

令和 8 年 7 月分 特別徴収票

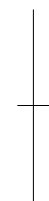
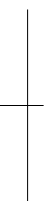
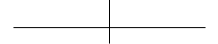
特別徴収義務者  
指定番号 8 0 0 0 0 0 0 0

支払を受ける者	個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2									
	住所又は居	大分市〇〇町〇丁目〇番〇号									
	令和 8 年 1月1日の住所	同上									
	氏 名	(役職名) 取締役 大分 太郎									
区 分	番 号	支 払 金 額	源泉徴収税額	特別徴収税額 (100円未満切捨)							
				市町村民税	道府県民税						
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第1号適用分		円 14,223,632	円 69,479	円 81,600	円 54,400						
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分											
所得税法第201条第3項並びに 地方税法第50条の6第2項及び 第328条の6第2項適用分											
退職所得控除額		勤 続 年 数		就 職 年 月 日		退 職 年 月 日					
1,150 万円		25 年		平成 14 年 4 月 1 日		令和 8 年 7 月 10 日					
(摘要)											
支払者	個人番号 又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(右詰めで記載してください。)								
	住所(居所) 又は所在地	大分市荷揚町2番31号									
	氏名又は 名称	大分株式会社			(電話) 097-XXX-XXXX						

## 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

(宛先) <b>大分市長</b>		所在地 〒		年度		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度																		
				特別徴収義務者 指定番号		8																				
令和 年 月 日提出		フリガナ		氏名又は名称		宛名番号		担 連 当 絡 者 先		所 属																
										フリガナ		氏 名														
給与支払者 〔特別徴収義務者〕		個人番号 又は法人番号								電 話																
										内線( )																
給 与 所 得 者	フリガナ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法													
	氏 名														年 月 日		月 から		月 まで		年		<input type="checkbox"/> 1. 特別徴収継続 <input type="checkbox"/> 2. 一括徴収 <input type="checkbox"/> 3. 普通徴収 (本人納付)			
	生年月日														月 まで		月 まで		月		1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死 5. 支払 6. 少額 7. 合併 8. 住所 の 事 由 ・ 理 由 職 勤 欠 亡 期 散 報 他 の 誤 					
	個人番号														受給者番号		1月1日現在の住所		異動後の住所						電 話	
	フリガナ														氏名又は名称		円		円						円	
	フリガナ														氏名又は名称		円		円						円	

1. 特別徴収継続の場合										
新 しい 勤 務 先 者	特別徴収義務者 指定番号		8		所在地 〒		法人番号		新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を <input type="checkbox"/> 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう <u>連絡済み</u> です。	
	フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名			
	フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名			
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電 話		
フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏				



## 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

(宛先) <b>大分市長</b>		所在地 〒		特別徴収義務者 指 定 番 号		8		年 度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
				宛 名 番 号		担 連 当 絡 者 先		所 属 フリガナ		電 話  内線( )		フリガナ		氏 名	
令和 年 月 日提出		フリガナ		氏名又は名称				フリガナ							
給与 所得 者		フリガナ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 日 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	
		氏 名													
生年月日		年 月 日		円		円		円		年 月 日		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)			
個人番号		受給者番号												1月1日現在の住所	

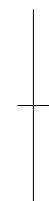
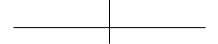
1. 特別徴収継続の場合										新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう <u>連絡済み</u> です。											
新しい 特別徴収義務者		特別徴収義務者 指 定 番 号		8		(新規) 法人番号		担 当 者 連 絡 先		所 属 フリガナ		氏 名		電 話  内線( )		受 給 者 番 号		納 入 書 の 要 否 (新規の場合のみ記載)		1. 必要 2. 不要	
		所 在 地 〒		フリガナ		氏名又は名称															

2. 一括徴収の場合										左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。					
理 由		1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		円					
						月 日		円							

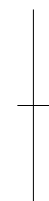
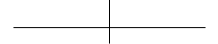
3. 普通徴収の場合										※市町村記入欄		入 力		確 認		宛 名 番 号	
理 由		1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		3. 死亡による退職であるため											
																右から番号を記入	

※給与所得者に異動があった場合は、翌月の10日までに提出してください。  
 ※1月1日以降に退職される場合は、一括徴収してください。

切りとり







# 普通徴収から特別徴収への変更届出書

(宛先)  <b>大 分 市 長</b>  令和 年 月 日提出	フリガナ  氏名 又は 名称  所在地 (住所)  個人番号 又は法人番号	(特別徴収義務者) 給与支払者	フリガナ											特別徴収義務者 指定番号	8				新規		
			フリガナ											担当者連絡先	所 属						
			フリガナ											担当者連絡先	氏 名						
			フリガナ											担当者連絡先	電 話	内線( )					

給 与 所 得 者	フリガナ											納税通知書番号 (確認できない場合は記入不要です)				
	氏 名											普通徴収切替期別	期別を○で囲んでください。 【 1・2・3・4 】期 以降を切替希望			
	個人番号												特別徴収開始月	<input style="width: 30px; height: 20px; border: 2px solid black;" type="text"/> 月分(翌月10日納期限)から開始		
	生年月日	大・昭・平	年			月		日								
	住 所															
受給者 番 号	会社で設定したい場合のみ記載															

※普通徴収の納期限が過ぎた税額(届出書が納期限を過ぎて本市へ到着した場合を含む。)や過年度分につきましては、特別徴収へ変更できません。

※二重納付防止のため、納期限未到来分は納付しないようにお伝えください。

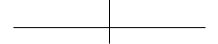
※公的年金を受給されている方につきましては、特別徴収に変更できない場合があります。

※「普通徴収から特別徴収への変更届出書」が10日までに本市へ到着した場合は同月の25日頃、11日以降に到着した場合は翌月の25日頃に税額変更通知書をお送りします。通知内容を確認したうえで給与天引きができるように特別徴収開始月を設定してください。

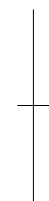
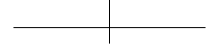
※3月11日以降に到着した「普通徴収から特別徴収への変更届出書」は新年度分からの適用になります。

市 処 理 欄	月 _____円	合 計 額
	月から _____円	_____円
	宛名番号	
	入 力	確 認
	口座 あり・なし 他所得 あり・なし ( )	

切りとり







## 令和 年 月分 特別徴収票

特別徴収義務者  
指定番号

8

支払を受ける者	個人番号										
	住所又は居所										
	令和 年 1月1日の住所										
	氏名 (役職名)										
区 分	番号	支払金額 円	源泉徴収税額 円	特別徴収税額 (100円未満切捨)							
				市町村民税 円	道府県民税 円						
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第1号適用分											
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分											
所得税法第201条第3項並びに 地方税法第50条の6第2項及び 第328条の6第2項適用分											
退職所得控除額 万円		勤続年数 年		就職年月日 年 月 日		退職年月日 年 月 日					
(摘要)											
支払者	個人番号 又は法人番号	(右詰めで記載してください。)									
	住所(居所) 又は所在地										
	氏名又は 名称	(電話)									

切りとり





## よくある質問

Q 住宅借入金等特別控除の適用がされていません。

A 給与支払報告書の「住宅借入金等特別控除の額の内訳」欄に①～④のすべての記載がない場合は適用できません。訂正分の給与支払報告書を提出してください。

特定親族特別控除の額		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額				
円		円		円		円		円				
								④				
(摘要)												
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	円	旧生命保険料の金額	円	介護医療保険料の金額	円	新個人年金保険料の金額	円	旧個人年金保険料の金額	円		
住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数		居住開始年月日(1回目)	年	②	月	日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	③	住宅借入金等年末残高(1回目)	円	
	住宅借入金等特別控除可能額	①	円	居住開始年月日(2回目)	年		月	日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)	円

また、居住開始年月日や特別控除区分が適用外のものになっていないか、ご確認ください。

Q 既に退職している人の名前が一覧に記載されています。

A 異動届出書を提出してください。新年度分のみ6月1日までに限り異動届出書に替えて、「普通徴収切替理由書」をご利用いただけます。

Q 特別徴収対象者の名前が一覧に記載されていません。

A <給与支払報告書が未提出または遅れて提出をした場合>

未提出の場合は速やかに提出してください。遅れて提出をした場合は後日(5月25日以降)、特別徴収税額変更通知書を送付します。

<前年中の給与の支払いがなかった場合>

普通徴収から特別徴収への変更届出書を提出してください。

Q 異動届の徴収済額(月)の記載について、給与の支給月と特別徴収の月はどのように判断すればよいですか。

A 特別徴収は、給与の支給日を基準に月分を判断します。そのため、事業所における「〇月分給与」と特別徴収の月が異なる場合があります。給与の支給日と納入月を起点に、下記の表で確認してください。

区 分	対象月(事業所の認識)	給与計算の締め日	支給日	納入日	対象納入月(納期限)
事業所 A	8月分給与	8月30日	9月10日	9月10日	8月分(9月10日)
事業所 B	8月分給与	8月30日	9月10日	9月30日	9月分(10月10日)
自社(記入欄)					